

(改善事項) 創成科学研究科 地域創成専攻 (M)

12. <入試方法が不明確>

入試方法として筆記試験や専門科目を課すとしているが、具体的な科目の記載がなされていない。受験生への入試科目の示し方を明らかにするとともに、専門科目の考え方について説明を充実すること。

(対応)

以下の内容を、「設置の趣旨等を記載した書類」の「9. 入学者選抜の概要」「(3) 入学者の選抜方法」「①地域創成専攻」の部分に記載することで対応する。

本専攻の筆記試験は、「小論文」及び「専門科目」（出願時に1科目を選択。専攻分野により、英語による出題を含む場合がある）を課す。「小論文」は地域創成に関わる論述式の問題とし、地域課題に対する関心と基礎知識を有し、論理的思考力・判断力・表現力が一定の水準に達していることを確認する。専門試験（論述式）では、大学院における専攻分野にかかる基礎知識と論理的思考力が一定の水準に達していることを確認する。

大学院において専門的な研究を主体的・自律的に進めていく上で、専門科目の試験を課し、とくに研究の基盤となる専攻分野にかかる基礎知識と論理的思考力が一定の水準に達していることを確認することは重要である。そのため、本専攻の研究指導教員の専門分野を踏まえ、「地域計画学」「公共政策論」「福祉社会論」「文化人類学」といった形で専門科目（受験科目）を設定し、学生には研究指導を希望する教員の専門分野にかかる科目（1科目）を選択して受験させる。「学生募集要項」の中で、各教員の専門分野、学生の指導内容を明記し、受験生が適切な専門科目を選択、受験できるようにする。また、専門科目（受験科目）は一覧表化し、各科目について、出題内容（出題範囲）を明記することで（専門科目「地域計画学」であれば、「地域計画（都市計画／農村計画）に関する基礎的知識と論理的思考力を問う。」といった形で）、受験生が各科目の試験の出題内容をあらかじめ把握できるようにする。

地域創成専攻 試験科目（専門科目）の受験生への示し方（例示）

専門科目	出題内容（出題範囲）
地域計画学	地域計画（都市計画／農村計画）に関する基礎的知識と論理的思考力、論述力を問う。
公共政策論	公共政策論に関する基礎知識と論理的思考力、論述力を問う。
福祉社会論	福祉社会学・医療社会学における基礎知識と論理的思考力、論述力を問う。
文化人類学	文化人類学の基礎知識、および論理的思考力、論述力を問う。
(以下略)	

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (176 ページ)

新	旧
<p>(176 ページ)</p> <p>(3) 入学者の選抜方法</p> <p>① 地域創成専攻</p> <p>(中略)</p> <p>ア. 一般入試</p> <p>・ I 期: 入学者の選抜は, 筆記試験, 面接及び書類審査の結果を総合的に判断して行う。筆記試験は, 小論文及び専門科目 (出願時に 1 科目を選択。専攻分野により, 英語による出題を含む場合がある) を課す。面接は口頭発表 (研究テーマ・研究計画等に関するプレゼンテーション) と口述試験により行う。</p> <p><u>「小論文」は地域創成に関わる論述式の問題とし, 地域課題に対する関心と基礎知識を有し, 論理的思考力・判断力・表現力が一定の水準に達していることを確認する。専門試験 (論述式) では, 大学院における専攻分野にかかる基礎知識と論理的思考力, さらに論述力が一定の水準に達していることを確認する。</u></p> <p><u>大学院において専門的な研究を主体的・自律的に進めていく上で, 専門科目の試験を課し, とくに研究の基盤となる専攻分野にかかる基礎知識と論理的思考力, 論述力が一定の水準に達していることを確認することは重要である。そのため, 本専攻の研究指導教員の専門分野を踏まえ, 「地域計画学」「公共政策論」「福祉社会論」「文化人類学」といった形で専門科目 (受験科目) を設定し, 学生には研究指導を希望する教員の専門分野にかかる科目 (1 科目) を選択して受験させる。「学生募集要項」の中で, 各教員の専門分野, 学生の指導内容を示すとともに, 当該教員に対応する専門科目 (受験科目) を明記し, 受験生が適切な専門科目を選択, 受験できるようにする。また, 専門科目 (受験科目) は一覧表化し, 各科目について, 出題内容 (出題範囲) を明</u></p>	<p>(149 ページ)</p> <p>(3) 入学者の選抜方法</p> <p>① 地域創成専攻</p> <p>(中略)</p> <p>ア. 一般入試</p> <p>・ I 期: 入学者の選抜は, 筆記試験, 面接及び書類審査の結果を総合的に判断して行う。筆記試験は, 小論文及び専門科目 (出願時に 1 科目を選択。専攻分野により, 英語による出題を含む場合がある) を課す。面接は口頭発表 (研究テーマ・研究計画等に関するプレゼンテーション) と口述試験により行う。</p> <p>(中略)</p>

記することで、受験生が各科目の試験の出題内容をあらかじめ把握できるようにする。

(中略)

ウ. 社会人特別入試

(中略)

・ I 期：入学者の選抜は、筆記試験、面接及び書類審査の結果を総合的に判断して行う。筆記試験は、小論文及び専門科目（出願時に 1 科目を選択。専攻分野により、英語による出題を含む場合がある）を課す。面接は口頭発表と口述試験により行う。

「小論文」は地域創成に関わる論述式の問題とし、地域課題に対する関心と基礎知識を有し、論理的思考力・判断力・表現力が一定の水準に達していることを確認する。専門試験（論述式）では、大学院における専攻分野にかかる基礎知識と論理的思考力、さらには論述力が一定の水準に達していることを確認する。

大学院において専門的な研究を主体的・自律的に進めていく上で、専門科目の試験を課し、とくに研究の基盤となる専攻分野にかかる基礎知識と論理的思考力、論述力が一定の水準に達していることを確認することは重要である。そのため、本専攻の研究指導教員の専門分野を踏まえ、「地域計画学」「公共政策論」「福祉社会論」「文化人類学」といった形で専門科目（受験科目）を設定し、学生には研究指導を希望する教員の専門分野にかかる科目（1 科目）を選択して受験させる。「学生募集要項」の中で、各教員の専門分野、学生の指導内容を示すとともに、当該教員に対応する専門科目（受験科目）を明記し、受験生が適切な専門科目を選択、受験できるようにする。また、専門科目（受験科目）は一覧表化し、各科目について、出題内容（出題範囲）を明記することで、受験生が各科目の試験の出題内容をあらかじめ把握できるようにする。

(中略)

ウ. 社会人特別入試

(中略)

・ I 期：入学者の選抜は、筆記試験、面接及び書類審査の結果を総合的に判断して行う。筆記試験は、小論文及び専門科目（出願時に 1 科目を選択。専攻分野により、英語による出題を含む場合がある）を課す。面接は口頭発表と口述試験により行う。

(中略)

<p>エ. 外国人留学生特別入試 (中略)</p> <p>・ I 期: 入学者の選抜は、筆記試験、面接及び書類審査の結果を総合的に判断して行う。筆記試験は、小論文及び専門科目(出願時に1科目を選択。専攻分野により、英語による出題を含む場合がある)を課す。面接は口頭発表(研究テーマ・研究計画等に関するプレゼンテーション)と口述試験により行う。</p> <p><u>「小論文」は地域創成に関わる論述式の問題とし、地域課題に対する関心と基礎知識を有し、論理的思考力・判断力・表現力が一定の水準に達していることを確認する。専門試験(論述式)では、大学院における専攻分野にかかる基礎知識と論理的思考力、さらには論述力が一定の水準に達していることを確認する。</u></p> <p><u>大学院において専門的な研究を主体的・自律的に進めていく上で、専門科目の試験を課し、とくに研究の基盤となる専攻分野にかかる基礎知識と論理的思考力、論述力が一定の水準に達していることを確認することは重要である。そのため、本専攻の研究指導教員の専門分野を踏まえ、「地域計画学」「公共政策論」「福祉社会論」「文化人類学」といった形で専門科目(受験科目)を設定し、学生には研究指導を希望する教員の専門分野にかかる科目(1科目)を選択して受験させる。「学生募集要項」の中で、各教員の専門分野、学生の指導内容を示すとともに、当該教員に対応する専門科目(受験科目)を明記し、受験生が適切な専門科目を選択、受験できるようにする。また、専門科目(受験科目)は一覧表化し、各科目について、出題内容(出題範囲)を明記することで、受験生が各科目の試験の出題内容をあらかじめ把握できるようにする。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>エ. 外国人留学生特別入試 (中略)</p> <p>・ I 期: 入学者の選抜は、筆記試験、面接及び書類審査の結果を総合的に判断して行う。筆記試験は、小論文及び専門科目(出願時に1科目を選択。専攻分野により、英語による出題を含む場合がある)を課す。面接は口頭発表(研究テーマ・研究計画等に関するプレゼンテーション)と口述試験により行う。</p> <p>(以下略)</p>
--	--

(改善事項) 創成科学研究科 地域創成専攻 (M)

1 3. <研究指導の配慮が不明確>

4月上旬に研究テーマを決定し、6月下旬に研究計画書の提出をするスケジュールになっているが、本専攻での主要となる講義科目が1年次の前期に配置されており、当該教育を受けたことにより学生の研究スケジュール等が変更になることも想定される。その場合、学生に対しての教育クラスター変更等を含めた研究指導面での配慮がどのようになされるのかを説明すること。

(対応)

以下の内容を、「設置の趣旨等を記載した書類」の「6. 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件」「(2) 専攻毎の教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件」「①地域創成専攻」の「イ. 履修指導」「ウ. 研究指導」の部分に追記することで対応する。

学生は、指導教員との十分な相談の上で研究計画を立案し、6月下旬までに研究計画書を提出するが、入学後に本専攻開講の講義科目を受講する過程において、また研究を進める中で、研究内容・方法・計画の修正、変更が必要になることもありうる。学生は指導教員と相談の上、必要に応じて柔軟に研究計画の見直しを行い、研究計画書の修正・変更がある場合、適宜その修正版を再提出することができるようにする。

教育クラスターについては、入学時(4月)に指導教員と十分相談の上決定し、クラスターの適切な開設科目を受講させるが、研究テーマ、研究内容・方法等の見直しにともない、クラスターを変更することが望ましいと判断した場合は、指導教員と十分相談を行った上で、柔軟に対応する。具体的には、研究科の教育クラスター運営委員会に変更を希望する理由を添え、原則として学期末(9月、2月の年2回)に申請し、審議の上、承認された場合、次の学期から変更後のクラスターの履修を認めることとする。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (135 ページ)

新	旧
(135 ページ) イ. 履修指導 <u>(ア) 履修指導の方法</u> 4月上旬に専攻の入学者全員を対象としたオリエンテーション・履修ガイダンスを開き、専攻の教育理念、教育課程(カリキュラムの編成)、研究指導体制、修了までのスケジュール、教育クラスター科目を含む授業科目の履修方法、履修モデル(地域資料 12)と具体的な履修計画の設計、履修登録の方法等について丁寧な説明を行う。その上で、前期の授業開講前に主指導教員が学生と個別面談を行い、学生の問題意識・研究テーマや将来の希望進路等を踏まえ、選択する教	(113 ページ) イ. 履修指導 4月上旬に専攻の入学者全員を対象としたオリエンテーション・履修ガイダンスを開き、専攻の教育理念、教育課程(カリキュラムの編成)、研究指導体制、修了までのスケジュール、教育クラスター科目を含む授業科目の履修方法、履修モデル(地域資料 12)と具体的な履修計画の設計、履修登録の方法等について丁寧な説明を行う。その上で、前期の授業開講前に主指導教員が学生と個別面談を行い、学生の問題意識・研究テーマや将来の希望進路等を踏まえ、選択する教

育クラスター（及び履修するクラスター科目），具体的な授業の履修計画，研究テーマ・内容等を決定する。また，主指導教員と相談の上，研究テーマ・内容に応じた副指導教員1名，及びアドバイザー教員1名を選任する。副指導教員・アドバイザー教員は，他専攻の教員を選任することも可能とする。

教育クラスター科目については，学際的な知識と視点を身につけるため，他専攻提供の適切な科目を2単位以上選択履修するよう指導する。選択する教育クラスターは，主指導教員との面談終了後，速やかに学務係に届け出る。研究テーマ，研究内容・方法等の見直しにともない，選択するクラスターを変更することが望ましいと考えられる場合は，指導教員と十分に相談を行った上で，柔軟に対応する。具体的には，研究科の教育クラスター運営委員会に変更を希望する理由を添え，原則として学期末（9月，2月の年2回）に申請し，審議の上，承認された場合，次の学期から変更後のクラスターの履修を認めることとする。

（中略）

#### ウ．研究指導

研究指導は，主指導教員1名・副指導教員1～2名・アドバイザー教員1名の計3名による複数指導体制のもとに行われる。

（中略）

本専攻では，大学院入学から修了に至るまで，一貫性のある体系的な研究指導を実施する。具体的には地域資料13のようなスケジュールに基づき，段階的に研究指導を深化させていく。学生は，指導教員との十分な相談の上で研究計画を立案し，6月下旬までに研究計画書を提出するが，入学後に本専攻開講の講義科目を受講する過程において，また研究を進める中で，研究内容・方法・計画の修正，変更が必要になることもありうる。学生は指導教員と相談の上，必要に応

育クラスター（及び履修するクラスター科目），具体的な授業の履修計画，研究テーマ・内容等を決定する。また，主指導教員と相談の上，研究テーマ・内容に応じた副指導教員1名，及びアドバイザー教員1名を選任する。副指導教員・アドバイザー教員は，他専攻の教員を選任することも可能とする。教育クラスター科目については，学際的な知識と視点を身につけるため，他専攻提供の適切な科目を2単位以上選択履修するよう指導する。選択する教育クラスターは，主指導教員との面談終了後，速やかに学務係に届け出る。

（中略）

#### ウ．研究指導

研究指導は，主指導教員1名・副指導教員1名・アドバイザー教員1名の計3名による複数指導体制のもとに行われる。

（中略）

本専攻では，大学院入学から修了に至るまで，一貫性のある体系的な研究指導を実施する。具体的には地域資料13のようなスケジュールに基づき，段階的に研究指導を深化させていく。なお，長期履修制度を活用する社会人学生に対しては，当該学生の修業年限（最長4年）を踏まえ，計画的，弾力的に研究指導を行う。

（以下略）

じて柔軟に研究計画の見直しを行い，研究計画書の修正・変更がある場合，適宜その修正版を再提出することができるようにする。

(以下略)

(改善事項) 創成科学研究科 地域創成専攻 (M) , 臨床心理学専攻 (M) , 生物資源学専攻 (M)

14. <教育方法が不明確>

多数の科目を配置しているが、どの様な時間割でどの教室で行うのかを実現可能性を明確にして説明すること。【生物資源学専攻及び臨床心理学専攻と共通】

(対応)

以下の内容を、「設置の趣旨等を記載した書類」の「6. 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件」「(2) 専攻毎の教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件」「①地域創成専攻」の「イ. 履修指導」の部分に、「時間割編成の考え方」として追記することで対応する。

研究科共通科目・専攻基盤科目・専攻専門科目・学位論文指導科目を挿入する形で地域創成専攻の時間割を作成した。総合科学部および教養教育院の授業時間割とも照合した上で、教室の対応も含め問題なく関連授業が開講できることが確認された。

研究科共通科目のうち、あらかじめ受講者数が多いと予想される授業（国際協力論, グローバル社会文化論, 科学技術論A～E）については、理工学部キャンパスの共通講義棟の教室も含め、大規模教室を割り当てて対応する。専攻基盤科目, 及び学位論文指導科目のうち「領域横断セミナー」, 専攻専門科目の受講者は数名～最大十数名程度と考えられ、現有のゼミ室・教室で十分対応できる。なお、授業運営や教育効果に支障をきたすおそれがある場合、他専攻からの受講希望者については受講者数を制限することがある。

他専攻提供の教育クラスター科目は、他専攻の時間割に基づき、他専攻の教室や研究室で開講される。各クラスターには多くの分野横断的科目が設定されており、また本専攻の入学定員は16名であることから、他専攻の特定の教育クラスター科目に多くの受講者が集中することはない。なお、本専攻では、履修を推奨する教育クラスター, 教育クラスター科目を設定しているが、本専攻の開講科目と学生が履修を希望する他専攻提供の教育クラスター科目の開講時間を調整することで、スムーズな履修が行えるようにする。

学位論文指導科目の「地域創成特別演習」については、担当教員と受講者が相談の上、適宜開講日時を決定し、基本的に各教員研究室で開講する。そのため、開講曜日・講時や教室割り当ての上での問題は生じない。

なお、受講者（とくに社会人学生等）の都合を踏まえ、相談の上、必要があれば授業の開講曜日・講時を変更する等の対応をとり、学生主体の柔軟な履修計画が立てられるよう配慮する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (135 ページ)

新	旧
(135 ページ) イ. 履修指導 <u>(ア) 履修指導の方法</u> 4月上旬に専攻の入学者全員を対象としたオリエンテーション・履修ガイダンスを開き、専攻	(113 ページ) イ. 履修指導 4月上旬に専攻の入学者全員を対象としたオリエンテーション・履修ガイダンスを開き、専攻



の教育理念，教育課程（カリキュラムの編成），研究指導體制，修了までのスケジュール，教育クラスター科目を含む授業科目の履修方法，履修モデル（地域資料 12）と具体的な履修計画の設計，履修登録の方法等について丁寧な説明を行う。

（中略）

#### （エ）時間割編成の考え方

以下のように，学生の想定される受講状況を踏まえ，専攻の時間割や教室の割り当てを設定する。

研究科共通科目のうち，あらかじめ受講者数が多いと予想される授業については，理工学部キャンパスの共通講義棟の教室も含め，大規模教室を割り当てて対応する。専攻基盤科目，および学位論文指導科目のうち「領域横断セミナー」の受講者数は，最大でも本専攻の入学定員（16名）程度であることから，ゼミ室・小規模教室を割り当てる。

専攻専門科目は，前期・後期のそれぞれにバランスよく開講する。同科目の受講者は，教育クラスター科目として他専攻から受講を希望する学生を含めても数名～十数名程度と考えられ，現有のゼミ室・教室で十分対応できる。なお，授業運営や教育効果に支障をきたすおそれがある場合，他専攻からの受講希望者については受講者数を制限することがある。

他専攻提供の教育クラスター科目は，他専攻の時間割に基づき，他専攻の教室や研究室で開講される。なお，本専攻では，履修を推奨する教育クラスター，教育クラスター科目を設定しているが，本専攻の開講科目と学生が履修を希望する他専攻提供の教育クラスター科目の開講時間を調整することで，スムーズな履修が行えるようにする。

学位論文指導科目の「地域創成特別演習」については，担当教員と受講者が相談の上，適宜開講日時を決定する。受講者は各教員の指導学生数

の教育理念，教育課程（カリキュラムの編成），研究指導體制，修了までのスケジュール，教育クラスター科目を含む授業科目の履修方法，履修モデル（地域資料 12）と具体的な履修計画の設計，履修登録の方法等について丁寧な説明を行う。

（以下略）

<p><u>名と考えられ、基本的に各教員研究室で開講する。</u></p> <p><u>なお、受講者（とくに社会人学生等）の都合を踏まえ、相談の上、必要があれば授業の開講日時を変更する等の対応をとり、学生主体の柔軟な履修計画が立てられるよう配慮する。</u></p> <p>（後略）</p> <p>地域資料 12 <u>履修モデル・時間割（案）</u></p> <p>地域資料 20 <u>カリキュラムマップ</u></p> <p>地域資料 21 <u>ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの関係</u></p>	<p>地域資料 12 履修モデル</p>
--	----------------------

令和2年度(2020年度) 地域創成専攻 時間割 (前期)(案)

前	月 曜			火 曜			水 曜			木 曜			金 曜			前
	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	
1・2 (8:40   10:10)	1年 科学技術論A	山中英生 鎌田磨人 外	K202	1年 科学技術論C	木下和彦 齋・塩正幹 外	K202	12年 日本語文化特論[グ]	堤和博 富塚昌輝	ゼミ2	12年 日本文化特論[ク]	シートグス・オ ラフ	ゼミ5	1年 科学技術論E	山中英生 鎌田磨人 外	K402	
	1年 科学技術論B	今田泰明 杉山茂 外	K202	1年 科学技術論D	島本隆口 下村直行 外	K202										
3・4 (10:25   11:55)	12年 地域文化特論[地]	高橋晋一	ゼミ7	12年 公共政策特論[地]	小田切康彦	社創ゼミ2	12年 健康心理学特論[地]	中塚健太郎	ゼミ2	1年 グローバル社会文化論	荒武達朗 高橋晋一 依岡隆児 外	けやきホー ル				
5・6 (12:50   14:20)	1年 国際協力論	内藤直樹 栗垣和彦	301				12年 ヨーロッパ文化特論[ク]	依岡隆児 田中佳	ゼミ3				12年 経済学特論[地]	趙彬	ゼミ2	
				12年 デザイン思考演習	寺田隆治 金井純子 外	K201										
7・8 (14:35   16:05)	12年 地域構造特論[地]	豊田哲也	地域ゼミ1	12年 アート表現特論[地]	河原崎貴光	ゼミ6	1年 グローバルコミュニケーションA	ステューアーズ・メ サビス 三橋友子	306	12年 国際経済特論[ク]	水ノ上智邦	ゼミ6				
9・10 (16:20   17:50)	12年 福祉社会特論[地]	土屋敦	ゼミ3	12年 健康社会特論[地]	佐藤充宏	308	12年 グローバル社会特論[ク]	橋口直人	社創ゼミ1				1年 データサイエンス	齋藤隆仁 石田基広 外	K206他	
11・12 (18:00   19:30)	1年 アカデミック・ライティング	山口裕之	ゼミ1	1年 地域創成プロジェクト研究	田口太郎 佐藤充宏	ゼミ1	12年 地域計画学特論[地]	田口太郎	ゼミ1	1年 地域創成論	栗垣和彦 高橋晋一 矢部拓也 田口太郎 中塚健太郎	情報実習1				
	1年 アカデミック・ライティング	山口鉄生	ゼミ6	1年 地域創成プロジェクト研究	内藤直樹 佐原理	ゼミ2										
	1年 アカデミック・ライティング	小田切康彦	ゼミ7	1年 地域創成プロジェクト研究	依岡隆児 井戸慶治	ゼミ3										
13・14 (19:40   21:10)										12年 空間情報科学特論[地]	塚本	情報実習1				

(注1)「地域創成特別演習」(12年、学位論文指導科目、担当者:地域創成専攻研究指導教員の開講曜日・講時は、担当教員・受講生で相談の上決定する。教室は各教員研究室。  
(注2)赤字は研究科共通科目、青字は専攻基礎科目、黒字は専攻専門科目、緑字は学位論文指導科目を表す。  
(注3)専攻専門科目名の後の[地]は「地域系科目」、[グ]は「グローバル系科目」を表す。

集 中		
科目名	担当者	教室
12年 グローバルコミュニケーションB	安藤幹人 コインカーボン カジ	未定
12年 グローバルコミュニケーションC	安藤幹人 コインカーボン カジ 外	未定

令和2年度(2020年度) 地域創成専攻 時間割 (後期)(案)

(後期)

後	月 曜				火 曜				水 曜				木 曜				金 曜				後	
	科目名	担当者	教室		科目名	担当者	教室		科目名	担当者	教室		科目名	担当者	教室		科目名	担当者	教室			
1-2 (8:40   10:10)	12年 言語コミュニケーション特論[ク]	オチノフス+4 リアス 中島浩二 山田仁子	ゼ52						12年 アジア文化特論[ク]	荒浜道雄 新田元規	ゼ52										1-2 (8:40   10:10)	
3-4 (10:25   11:55)				12年 法律学特論[地]	上原克之	ゼ26										12年 映像デザイン特論[地]	佐原理	2-E207			3-4 (10:25   11:55)	
5-6 (12:50   14:20)	12年 日本歴史文化特論[地]	衣川仁 中村豊	ゼ35	12年 応用倫理学特論[ク]	山口裕之 藤板元夫	ゼ36		12年 応用生理学特論[地]	三浦敬	ゼ31											5-6 (12:50   14:20)	
7-8 (14:35   16:05)				12年 英語圏歴史文化特論[ク]	佐久間英	ゼ42						12年 グローバル文化特論[ク]	内藤直樹	ゼ53	12年 英情圏文化特論[ク]	山内悦彦 吉田文美	ゼ58					7-8 (14:35   16:05)
9-10 (16:20   17:50)	12年 地域言語特論[地]	村上敬一	ゼ22	12年 国際関係特論[ク]	岩橋和彦	ゼ52		12年 空間デザイン特論[地]	掛井秀一	情報実習 1		1年 地球福祉セミナー	法園隆雄 掛井秀一	ゼ51								9-10 (16:20   17:50)
11-12 (18:00   19:30)				1年 地域創成プロジェクト研究	田口太郎 佐藤充宏	ゼ21						12年 健康科学特論[地]	山口隼生	ゼ25	12年 行動科学[地]	三浦鼓 佐藤裕	306					11-12 (18:00   19:30)
13-14 (19:40   21:10)				1年 地域創成プロジェクト研究	内藤直樹 佐原理	ゼ22															13-14 (19:40   21:10)	
				1年 地域創成プロジェクト研究	徳田博晃 井戸慶治	ゼ23																

(注1)「地域創成特別演習」(12年、学位論文指導科目、担当者:地域創成専攻研究指導教員)の開講科目「講師は、担当教員・受講生で相談の上決定する。教室は各教員研究室。

(注2)赤字は研究科共通科目、青字は専攻基礎科目、黒字は専攻専門科目、緑字は学位論文指導科目を表す。

(注3)専攻専門科目名の後の「地」「ク」は「地域系科目」、「ク」は「グローバル系科目」を表す。

集 中			
	科目名	担当者	教室
12年	グローバルコミュニケーション ショーンB	安澤裕人 コインカー パンクジ	未定
12年	グローバルコミュニケーション ショーンC	安澤裕人 コインカー パンクジ	未定

(改善事項) 創成科学研究科 地域創成専攻 (M) , 臨床心理学専攻 (M) , 理工学専攻 (M) , 生物資源学専攻 (M)

15. <教授会の説明が不十分>

研究科としての組織が大きくなったことにより、教授会の規模が大きくなり、専攻毎の教授数に大きな差が生まれることで、各専攻の意見が研究科教授会において適切に反映されない懸念があるため、教授会の運営方針等を示して適切に説明すること。【4専攻共通】

(対応)

教授会の運営方針を見直し、以下の内容により「設置の趣旨を記載した書類」, 「学則」, 「教授会規程」を修正する。

研究科に研究科長を置き研究科の運営方針, 教員人事, 予算の責任者となる。研究科長の下に、研究科代議員会, 各専攻教授会を置く。

研究科代議員会は, 研究科長, 各専攻長, 各専攻から選出された専任教授で組織し, 研究科の管理運営に関する事項, 各専攻教授会から付託された事項を審議し, 議決する。

なお, 各専攻教授会から付託された事項については, 研究科代議員会の議決をもって, 各専攻教授会の議決とする。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (195, 136 ページ)

新	旧
<p>(195 ページ)</p> <p>(1) 研究科の管理運営 (中略)</p> <p>② 管理運営体制</p> <p>研究科には, 研究科教授会, 教育クラスター運営委員会の教学面に関わる委員会を設置する。所掌する業務は以下のとおりである。</p> <p>ア. 研究科教授会</p> <p>研究科における教育課程の編成, 学生の入学・課程の修了, 学位の授与などの研究科の教育研究に関する重要な事項を審議するため, <u>研究科長の下に, 研究科代議員会, 各専攻教授会を置く。</u></p> <p><u>研究科代議員会は, 研究科長, 各専攻長, 各専攻から選出された各専攻の専任教授で組織し, 研究科の管理運営に関する事項, 各専攻教授会から付託された事項を審議し, 議決する。各専攻教授会から付託された事項については, 研究科</u></p>	<p>(163 ページ)</p> <p>(1) 研究科の管理運営 (中略)</p> <p>② 管理運営体制</p> <p>研究科には, 研究科教授会, 教育クラスター運営委員会の教学面に関わる委員会を設置する。所掌する業務は以下のとおりである。</p> <p>ア. 研究科教授会</p> <p>研究科における教育課程の編成, 学生の入学・課程の修了, 学位の授与などの研究科の教育研究に関する重要な事項を審議するため, <u>研究科の専任教授で構成される「創成科学研究科教授会」を置く。なお, 教授会は原則として毎月1回定期的に開催する。</u></p> <p>(以下略)</p>

<p>代議委員会の議決を持って、各専攻教授会の議決とする。</p> <p><u>各専攻教授会は、当該専攻の専任教授（教授会が必要と認める教員を含む。）で組織し、当該専攻の教育課程の編成、学生の入学・課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する事項を審議する。</u></p> <p>（以下略）</p> <p>（196 ページ）</p> <p>① 地域創成専攻</p> <p>（中略）</p> <p>イ. 管理運営体制</p> <p><u>本専攻全体を管理運営する目的で、地域創成専攻教授会、運営会議、教務入試委員会、FD委員会等の教学面に關わる主要な委員会を設置して機能させる体制とする。それらが所掌する業務と構成は以下のとおりである。</u></p> <p>（ア）地域創成専攻教授会</p> <p><u>本専攻における教育課程の編成、学生の入学・課程の修了、学位の授与等、本専攻の教育研究に関する重要な事項を審議するため、本専攻の専任教員で構成される「地域創成専攻教授会」を置く。なお、専攻教授会は、必要に応じて研究科代議員会に審議・議決を付託することができる。また、専攻教授会は原則として毎月1回定期的に開催する。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>（163 ページ）</p> <p>① 地域創成専攻</p> <p>（中略）</p> <p>イ. 管理運営体制</p> <p><u>本専攻全体を管理運営する目的で、地域創成専攻教授会、運営会議、教務入試委員会、FD委員会を置き、組織の円滑な運営を図る。</u></p> <p>（ア）地域創成専攻教授会</p> <p><u>本専攻における教育課程の編成、学生の入学・課程の修了、学位の授与等、専攻の教育研究に関する重要な事項を審議するため、「教授会」を置く。教授会は、本専攻の専任教員から構成される。なお、教授会は原則として毎月1回定期的に開催する。</u></p> <p>（以下略）</p>
---	---

（新旧対照表）学則（12, 55 ページ）

新	旧
<p>（12ページ）</p> <p>○徳島大学大学院学則（案）</p> <p>（中略）</p> <p>第9章 運営組織</p> <p>（教授会）</p> <p>第32条 大学院の管理運営のため、研究部及び教育部並びに創成科学研究科各専攻に教授会を置く。</p>	<p>（12ページ）</p> <p>○徳島大学大学院学則（案）</p> <p>（中略）</p> <p>第9章 運営組織</p> <p>（教授会）</p> <p>第32条 大学院の管理運営のため、研究部及び研究科等に教授会を置く。</p>

<p>2 前項の教授会については、別に定める。 (以下略)</p> <p>(55ページ)</p> <p>○徳島大学大学院創成科学研究科規則 (案)</p> <p>第1章 総則 (通則)</p> <p>第1条 徳島大学大学院創成科学研究科 (以下「本研究科」という。) に関する事項は、徳島大学大学院学則 (以下「学則」という。) 及び徳島大学学位規則 (以下「学位規則」という。) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 学則、学位規則及びこの規則に定めるもののほか、本研究科に関する事項は、徳島大学大学院創成科学研究科の各専攻に置く教授会又は徳島大学大学院創成科学研究科代議員会 (以下「教授会等」という。) が定める。 (以下略)</p>	<p>2 前項の教授会については、別に定める。 (以下略)</p> <p>(55ページ)</p> <p>○徳島大学大学院創成科学研究科規則 (案)</p> <p>第1章 総則 (通則)</p> <p>第1条 徳島大学大学院創成科学研究科 (以下「本研究科」という。) に関する事項は、徳島大学大学院学則 (以下「学則」という。) 及び徳島大学学位規則 (以下「学位規則」という。) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 学則、学位規則及びこの規則に定めるもののほか、本研究科に関する事項は、徳島大学大学院創成科学研究科教授会 (以下「教授会」という。) が定める。 (以下略)</p>
--	--

(新旧対照表) 教授会規程 (1, 6 ページ)

新	旧
<p>(1ページ)</p> <p>○徳島大学大学院教育部等教授会通則 (案) (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、徳島大学大学院学則第32条第2項の規定に基づき、<u>教育部及び創成科学研究科各専攻</u> (以下「教育部等」という。) に置く教授会 (以下「教授会」という。) について必要な事項を定めるものとする。 (審議事項等)</p> <p>第2条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学及び課程の修了 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴く</p>	<p>(1ページ)</p> <p>○徳島大学大学院<u>研究科</u>等教授会通則 (案) (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、徳島大学大学院学則第32条第2項の規定に基づき、<u>研究科及び教育部</u> (以下「研究科等」という。) に置く教授会 (以下「教授会」という。) について必要な事項を定めるものとする。 (審議事項等)</p> <p>第2条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学及び課程の修了 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴く</p>

<p>ことが必要なものとして学長が別に定めるもの。</p> <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、<u>学長並びに研究科長及び教育部長</u>（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 教授会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>教育部等の長</u></p> <p>(2) 当該<u>教育部等</u>を担当する教授</p> <p>2 教授会の組織には、当該<u>教育部等</u>において授業又は研究指導を担当する教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。</p> <p>（議長）</p> <p>第4条 教授会に議長を置き、<u>教育部等の長</u>をもって充てる。</p> <p>2 議長は、教授会を招集する。</p> <p>3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって<u>教育部等の定める割合以上の構成員の出席がなければ</u>、議事を開き、議決することができないとすることができる。</p> <p>2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって<u>教育部等の定める割合以上の多数をもって議決しなければならぬ</u>とすることができる。</p> <p>（代議員会等）</p> <p>第6条 教授会は、その定めるところにより、構成員のうちの一部の者をもって構成される代</p>	<p>ことが必要なものとして学長が別に定めるもの。</p> <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、<u>学長及び研究科等の長</u>（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 教授会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>研究科等の長</u></p> <p>(2) 当該<u>研究科等</u>を担当する教授</p> <p>2 教授会の組織には、当該<u>研究科等</u>において授業又は研究指導を担当する教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。</p> <p>（議長）</p> <p>第4条 教授会に議長を置き、<u>研究科等の長</u>をもって充てる。</p> <p>2 議長は、教授会を招集する。</p> <p>3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって<u>研究科等の定める割合以上の構成員の出席がなければ</u>、議事を開き、議決することができないとすることができる。</p> <p>2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって<u>研究科等の定める割合以上の多数をもって議決しなければならぬ</u>とすることができる。</p> <p>（代議員会等）</p> <p>第6条 教授会は、その定めるところにより、構成員のうちの一部の者をもって構成される代</p>
--	---



<p>委員会、専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。</p> <p>（雑則）</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、教授会について必要な事項は、教授会の議を経て<u>教育部</u>等の長が別に定める。</p> <p>2 <u>教育部</u>等の長は、前項により定めたときは、学長に報告しなければならない。</p> <p>（以下略）</p> <p>（6ページ）</p> <p>○徳島大学大学院創成科学研究科<u>専攻</u>教授会細則（案）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この細則は、徳島大学大学院研究科等教授会通則（以下「通則」という。）第7条第1項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科（以下「研究科」という。）の各<u>専攻</u>に置く<u>教授会</u>（以下「<u>専攻教授会</u>」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 <u>各専攻</u>に、次に掲げる<u>専攻教授会</u>を置く。</p> <p>(1) <u>地域創成専攻教授会</u></p> <p>(2) <u>臨床心理学専攻教授会</u></p> <p>(3) <u>理工学専攻教授会</u></p> <p>(4) <u>生物資源学専攻教授会</u></p> <p>2 <u>専攻教授会</u>は、<u>研究科</u>の各<u>専攻</u>において授業又は研究指導を担当する<u>専任</u>の教授をもって組織する。</p> <p>3 <u>専攻教授会</u>が必要と認めるときは、<u>前項</u>に掲げる<u>以外の者</u>を加えることができる。</p> <p>（会議の開催日）</p> <p>第3条 <u>専攻教授会</u>は、原則として、毎月（8月を除く。）第<u>2</u>木曜日（この日が休日に当たる</p>	<p>委員会、専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。</p> <p>（雑則）</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、教授会について必要な事項は、教授会の議を経て<u>研究科</u>等の長が別に定める。</p> <p>2 <u>研究科</u>等の長は、前項により定めたときは、学長に報告しなければならない。</p> <p>（以下略）</p> <p>（6ページ）</p> <p>○徳島大学大学院創成科学研究科教授会細則（案）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この細則は、徳島大学大学院研究科等教授会通則（以下「通則」という。）第7条第1項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科教授会（以下「教授会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 教授会は、徳島大学大学院創成科学研究科において授業又は研究指導を担当する教授をもって組織する。</p> <p>（会議の開催日）</p> <p>第3条 教授会は、原則として、毎月（8月を除く。）第<u>3</u>木曜日（この日が休日に当たる</p>
---	--

<p>ときは、その翌日とする。)に開催する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。</p> <p>(提案事項の提出)</p> <p>第4条 <u>専攻教授会</u>に提案を希望する事項があるときは、開催日の3日前までに<u>専攻長</u>に提出するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。</p> <p>(開催通知)</p> <p>第5条 議題は、開催日の2日前までに構成員に通知する。ただし、追加又は緊急を要する議題については、この限りでない。</p> <p>(会議の記録)</p> <p>第6条 議事は、すべてその要旨を記録しておくものとする。</p> <p>(<u>研究科代議員会</u>)</p> <p>第7条 <u>研究科</u>の円滑な運営を図るため、<u>研究科</u>に、通則第6条第1項に規定する<u>研究科代議員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>専攻教授会</u>は、<u>研究科代議員会</u>の議決をもって、<u>専攻教授会</u>の議決とする。</p> <p>3 <u>研究科代議員会</u>について必要な事項は、<u>研究科長</u>が別に定める。</p> <p>(議事及び運営の細目)</p> <p>第8条 <u>専攻教授会</u>の議事及び運営の方法について、通則及びこの細則に規定されていない事項については、その都度<u>専攻教授会</u>において決定する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この細則に定めるもののほか、<u>専攻教授会</u>について必要な事項は、<u>専攻教授会</u>の議を経て<u>研究科長</u>が別に定める。</p> <p>(以下略)</p>	<p>は、その翌日とする。)に開催する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。</p> <p>(提案事項の提出)</p> <p>第4条 教授会に提案を希望する事項があるときは、開催日の3日前までに<u>研究科長</u>に提出するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。</p> <p>(開催通知)</p> <p>第5条 議題は、開催日の2日前までに構成員に通知する。ただし、追加又は緊急を要する議題については、この限りでない。</p> <p>(会議の記録)</p> <p>第6条 議事は、すべてその要旨を記録しておくものとする。</p> <p>(代議員会)</p> <p>第7条 <u>教授会</u>の円滑な運営を図るため、<u>教授会</u>に、通則第6条第1項に規定する代議員会を置く。</p> <p>2 教授会は、代議員会の議決をもって、教授会の議決とする。</p> <p>3 代議員会について必要な事項は、教授会の議を経て、<u>研究科長</u>が別に定める。</p> <p>(議事及び運営の細目)</p> <p>第8条 教授会の議事及び運営の方法について、通則及びこの細則に規定されていない事項については、その都度教授会において決定する。</p> <p>(<u>細則の改廃</u>)</p> <p>第9条 <u>この細則の改廃</u>は、構成員の3分の2以上の同意を要する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この細則に定めるもののほか、教授会について必要な事項は、教授会の議を経て<u>研究科長</u>が別に定める。</p> <p>(以下略)</p>
---	---

(改善事項) 創成科学研究科 地域創成専攻 (M)

16. <学位名称の説明が不十分>

学位の英語名称について、専攻名称や、教育課程等との関係性についての説明が不足しているため、「地域創成」や「学際性」という観点での説明を充実させること。

(対応)

本専攻修了者が獲得する学際的な知識・技能、総合的な視点は、人文・社会・人間科学分野（文系の学問分野）を中心としていることから、「主に文系分野における諸科学の総合」という観点を踏まえ、学位の英語名称を“Master of Arts”とする。以下の内容を、「設置の趣旨等を記載した書類」の「3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称」「（3）学位の名称及び理由」の部分に記載することで対応する。

本専攻の学生については、専攻基盤科目、専攻専門科目、学位論文指導科目（領域横断セミナー）を通じて専攻内の分野横断教育を、さらに、研究科共通科目、教育クラスター科目を通じて専攻間の分野横断的教育を進め、学際的な知識・技能、総合的な視点を踏まえ、持続可能な地域社会の創成に貢献できる人材を養成する。しかし、本専攻修了者が獲得する学際的な知識・技能、総合的な視点は、人文・社会・人間科学分野（文系の学問分野）を中心としていることから、「主に文系分野における諸科学の総合」という観点を踏まえ、学位の英語名称を“Master of Arts”とする。

なお、本専攻での教育を通じて修得される知識・技能は、人文・社会・人間科学の中の特定の学問領域にとどまらず、広範囲に及ぶことから、“Arts”の下にさらに“in”を用いて専攻領域を限定することはしない。また、専攻名の「地域創成」（regional development）は、学問分野（特定の専攻分野）ではなく、専攻で養成する人材が取り組む課題であることから、学位名称に直接表記することはしない。

我が国における地域系の大学院・専攻で、授与する学位を“Master of Arts”としている例として、長崎大学大学院多文化社会学研究科多文化社会学専攻、上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科地域研究専攻などがある。「地域創成」「地域研究」を総合的な観点から推し進めるという点で、本専攻の教育課程、養成する人材像の方向性とも共通する部分がある。また、“Master of Arts”という名称は国際通用性があり、本専攻における教育を通して修得される能力も踏まえ、国際社会に対して本専攻修了者の専攻内容を示す学位名称として適切なものと言える。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (62 ページ)

新	旧
(62 ページ)	(52 ページ)
(3) 学位の名称及び理由	(3) 学位の名称及び理由
① 地域創成専攻	① 地域創成専攻
学位名称:「修士(学術)」(英語名:Master of Arts)	学位名称:「修士(学術)」(英語名:Master of Arts and Sciences)
本専攻は、人文・社会・人間科学分野における高度な専門知識と関連領域における幅広い知識	本専攻は、人文・社会・人間科学分野における高度な専門知識と関連領域における幅広い知識

を踏まえ、総合的かつグローバルな視点に基づき、地域の諸アクターと協働しながら、地域課題の解決と、持続可能な地域社会の創成に主体的に貢献できる実践人材の養成を目的としている。この目的を達成するために、専門分野の知識に加え、隣接領域の知識と発想を融合的に修得させるカリキュラムを構成しており、その学修内容と研究の成果は学際的・複合的な性格を強く持つことから、学位名称は「修士(学術)」とする。

本専攻の学生については、専攻基盤科目、専攻専門科目、学位論文指導科目(領域横断セミナー)を通じて専攻内の分野横断教育を、さらに、研究科共通科目、教育クラスター科目を通じて専攻間の分野横断的教育を進め、学際的な知識・技能、総合的な視点を踏まえ、持続可能な地域社会の創成に貢献できる人材を養成する。しかし、本専攻修了者が獲得する学際的な知識・技能、総合的な視点は、人文・社会・人間科学分野(文系の学問分野)を中心としていることから、「主に文系分野における諸科学の総合」という観点を踏まえ、学位の英語名称を“Master of Arts”とする。

なお、本専攻での教育を通じて修得される知識・技能は、人文・社会・人間科学の中の特定の学問領域にとどまらず、広範囲に及ぶことから、“Arts”の下にさらに“in”を用いて専攻領域を限定することはしない。また、専攻名の「地域創成」(regional development)は、学問分野(特定の専攻分野)ではなく、専攻で養成する人材が取り組む課題であることから、学位名称に直接表記することはしない。

我が国における地域系の大学院・専攻で、授与する学位を“Master of Arts”としている例として、長崎大学大学院多文化社会学研究科多文化社会学専攻、上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科地域研究専攻などがある。「地域創成」「地域研究」を総合的な観点から推し進める

を踏まえ、総合的かつグローバルな視点に基づき、地域の諸アクターと協働しながら、地域課題の解決と、持続可能な地域社会の創成に主体的に貢献できる実践人材の養成を目的としている。この目的を達成するために、専門分野の知識に加え、隣接領域の知識と発想を融合的に修得させるカリキュラムを構成しており、その学修内容と研究の成果は学際的・複合的な性格を強く持つことから、学位名称は「修士(学術)」とする。

という点で、本専攻の教育課程、養成する人材像の方向性とも共通する部分がある。また、“Master of Arts” という名称は国際通用性があり、本専攻における教育を通して修得される能力も踏まえ、国際社会に対して本専攻修了者の専攻内容を示す学位名称として適切なものと言える。